

マイナンバーの「通知カード」を受け取りましたか？



マイナンバー（12桁の番号）は生涯にわたって使用します。「通知カード」は大切に保管してください。まだ「通知カード」を受け取られていない方は、市役所本庁・各総合支所に保管されていますので、お早めにおいでください。**3か月の保管期限を過ぎますと、再発行に500円が必要になります。**

平成28年の臨時開庁日
 ● 2月14日(日) ● 3月13日(日)
 ● 2月28日(日) ● 3月27日(日)
 時間▶ 9:00～16:00

「通知カード」を受け取る時に必要なもの

- ◆**本人の場合**
 - ①「不在通知書」（ピンク色の郵便局からご自宅のポストに投函されたもの）
 - ②「印鑑」
 - ③「顔写真付きの公的身分証明書」1点（運転免許証、身障者手帳など）
または「その他の公的身分証明書」2点（保険証、介護保険証、年金手帳、通帳など）
- ◆**代理人の場合**
 本人の場合の①・③と、④**代理人の印鑑**
 - ⑤**代理人の「顔写真付きの公的身分証明書」**1点（運転免許証、パスポートなど）
または **代理人の「その他の公的身分証明書」**2点（保険証、介護保険証、など）
 - ⑥「委任状」（様式は市役所・各総合支所の窓口にあります。）
 ※「委任状」を書くことが困難な方は、第三者の代筆と押印が必要になります。
 ※①の「不在通知書」は郵便局に転送依頼をされている方には投函されませんので、②以降の必要なものをお持ちになっておいでください。

通知カード・個人番号カードの問合せ先▶本庁 市民健康課 戸籍住民係 ☎0978-72-5166
 ▶国見 地域市民健康課 ☎0978-82-1112
 ▶武蔵 地域市民健康課 ☎0978-68-1112
 ▶安岐 地域市民健康課 ☎0978-67-1114

国東市地域公共交通会議が開催されました

11月20日(金)に国東市地域公共交通会議が開催されました。この会議では、コミュニティバス・コミュニティタクシーの利用状況や、今年度の利便向上、利用促進の取り組みについて報告されました。
 会議では、コミュニティバス・コミュニティタクシーの路線の一部改正が承認されました。安岐町を運行するコミュニティタクシー「小俣線」が、平成28年1月から、「朝来蔭平」地域を経由します。また、武蔵町を運行するコミュニティバスとコミュニティタクシーが、平成28年1月から、むさし整形外科周辺の「古市下」地域を経由します。

●コミュニティタクシー小俣線（金曜日運行） ※平成28年1月8日から

下り(行き)の便		停留所名	上り(帰り)の便
8:40	12:40	砂防ダム	12:39
		(中略)	
8:44	12:44	小俣公民館前	12:35
8:45	12:45	市ノ尾	12:34
8:46	12:46	中畑	12:33
8:47	12:47	中原	12:32
8:49	12:49	平原	12:30
8:50	12:50	寺野	12:29
8:51	12:51	一鉄前	12:28
8:59	12:59	安岐総合支所	12:20
9:05	13:05	安岐バス停	12:14
9:07	13:07	市民病院	12:12

新朝来蔭平地域に設置する停留所

●「古市下」バス停での停車時刻 ※平成28年1月6日から

運行曜日	下り(行き)の便	上り(帰り)の便
志和利線	水 9:09	12:16
小城線	水 8:40	12:45
松ヶ迫・小ヶ倉線	金 9:09	12:16
狭間線	水 8:58 12:55	12:18

※「古市下」バス停は、朝の下り(行き)の便では降りるだけ、昼の上り(帰り)の便では乗るだけです。
 狭間線の昼の下り(行き)の便も降りるだけです。
 ※「古市下」バス停から乗って、武蔵町古市・今市地区で降りることはできません。
 古市・今市地区から乗って「古市下」バス停で降りることはできません。

【問合せ先】 政策企画課 政策企画係 ☎0978-72-5161 FAX 0978-72-1822

市県民税 (国民健康保険税 後期高齢者保険料 介護保険料) 申告のご案内

平成28年度市県民税申告のご案内（申告会場及び日程を含む）を、1月20日(水)の回覧文書で各世帯1部ずつ配布します。期限内（3月15日まで）の申告をお願いします。

●所得税・市県民税申告の準備はお早めに

所得税及び市県民税の申告時期が近づいてまいりました。本年も申告会場を設けて、市職員が受付を行います。
 会場が混み合うことが予想されますので、次の事柄について事前に準備をしてお越しください。
 ①年金や住宅借入金等特別控除など所得税の還付申告を受けようとする方は、収入・経費の根拠となる書類の整理を進めるとともに、各関係機関から必要書類を取り寄せるなど申告の準備をしてください。
 ※給与や年金等の源泉徴収票は、支払者より1月31日までに交付されます。
 ②農業・営業・不動産所得などの申告には、収支（収入金額と必要経費）内訳書の作成が必要になりますので、帳簿や証明書類（領収書など）の整理をしてください。
 収支内訳書の記載方法については税務課窓口で冊子を用意していますのでご活用ください。
 ③医療費控除を受けようとする方は、医療を受けた人・医療機関ごとに領収書を整理・集計をしてください。
 また、保険金等で補てんされた金額（高額医療費・出産育児一時金など）があれば、同様に整理・集計をしてください。

●給与を支払った方は給与支払報告書の提出が必要です

給与支払報告書の提出は、平成27年中の給与収入額を証明するとともに、平成28年度市県民税の計算の基となる大切な資料です。
 提出義務のある事業所及び個人事業主は2月1日(月)までに税務課へ提出をお願いします。

問合せ先▶税務課 市民税係 ☎0978-72-1111 (内線131・133)

就学援助費の申請受付を行います

経済的な理由により、児童・生徒の小・中学校（義務教育）への就学が困難と認められるご家庭に対し、学用品費・新入学用品費・修学旅行費・学校給食費等の一部を援助します。申請方法など詳しくは、各学校または学校教育課へお問い合わせください。

- ◆**対象**
 - ・生活保護法の適用が受けられなくなった世帯や市民税の非課税世帯等。
 - ・保護者の職業が不安定で経済的に困窮している世帯。
 - ・諸般の理由により収入が少なくなり、就学が困難と認められる世帯。

◆**申請期限** 平成28年1月28日(木)
 ◆**問合せ先** 教育委員会 学校教育課 ☎0978-73-0066

